

令和7年度 千代田区一般廃棄物処理実施計画

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年千代田区条例第30号）第29条及び千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年千代田区規則第38号）第18条の規定に基づき、令和7年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

千代田区長 樋口 高 顕

1 施行区域

千代田区の存する区域

2 一般廃棄物の年間の処理量見込み

（1）ごみ

56,640 トン

（2）資源

66,751 トン

（3）し尿、浄化槽汚泥等

2,810 トン

（4）動物死体

発生の都度、処理する。

3 一般廃棄物の減量・リサイクルの方策に関する事項

（1）生産、流通、販売、消費の各段階での発生抑制策の促進

- 区自らが、ごみとなるものの発生をできる限り抑制するとともに、生産事業者に対し、製品等の減量化や長期間使用できるものの生産を求めている。
- 販売・流通事業者に対し、梱包・包装材の減量化を働きかけるとともに、消費者に対し、小型・軽量化された商品や長期間使用可能な商品の選択を促進する。
- 千代田エコシステム（CES）^{（注1）}を推進して、区民及び区内事業者の環境配慮活動の取り組みを進める。

（注1）千代田エコシステム・・・千代田区が独自に構築した環境配慮行動の仕組み。千代田区に住み、働き、学び、訪れるすべての人が参加することができる。

（2）資源回収事業の実施

- 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他の紙類、びん、缶、及びペットボトルを、資源・ごみ集積所（週1回、資源の日）で回収する。また、区施設での拠点回収を実施する。
- プラスチック製容器包装（食品用発泡スチロールトレイを含む）、及びプラスチック製品全般を、資源・ごみ集積所（週1回、プラスチックの日）で回収する。
- 乾電池、蛍光灯を、資源・ごみ集積所（週1回、蛍光灯等の日）で回収する。また、古布、乾電池、廃食用油、蛍光灯、使用済みインクカートリッジ、使用済み小型家電を、区施設での拠点回収を実施する。
- 有価物集団回収事業を支援する。

（３）生ごみの減量対策

- 家庭から排出される生ごみの減量化を促進するため、区民が家庭用の生ごみ処理機を購入した場合、１世帯で１台に限り、購入費の一部を助成する。

（４）中小事業所・商店街のリサイクルの促進

- 中小事業所や商店街のリサイクルを促進するため、側面的支援を行う。
- 中小事業所におけるオフィス古紙等の共同回収事業（ちよだエコ・オフィス町内会）を支援する。
- 資源・ごみ集積所での資源やプラスチックの回収時に、中小事業所や商店街から排出される資源ごみも受け入れ、ごみ減量・リサイクルの徹底を図る。

（５）事業用大規模建築物に対する立入指導の推進と優良建築物の顕彰の実施

- 事業用大規模建築物（対象：事業用途に供する面積が1,000㎡以上の建築物）に対する立入指導を実施し、事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正排出を促進する。
- 廃棄物管理責任者等に対する講習会を実施し、事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正排出を促進する。講習には、eラーニング方式も導入する。
- 優良建築物に対する表彰制度を活用し、ごみ減量・リサイクル意識の高揚を図る。

（６）拡大生産者責任の促進

- 各リサイクル関係法における拡大生産者責任が確実に果たされるよう、普及啓発及び支援を行う。
- 各リサイクル関係法に基づく製造事業者等の回収・再資源化を促進するため、必要な措置を講じていく。

（７）再生品の普及

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を参考に、区自らが再生品の利用拡大に努めるとともに、再生品の利用促進を図る。

（８）区自らのごみ減量・リサイクルの推進

- 区の全施設で、ごみとなるものの発生をできる限り抑制するとともに、発生したごみの分別とリサイクル、再生品利用を推進する。
- 区施設（本庁舎、区立小学校・中学校、保育園・こども園、一番町特別養護老人ホーム等）から排出される食品ロスの削減や生ごみのリサイクルを実施する。
- ごみの発生抑制（リデュース）を推進するため、区職員は、自分の箸・買い物袋・水筒を所持し、昼食時等から発生する割箸・レジ袋・飲料用容器の削減（ランチエコ）に努める。

（９）収集・運搬事業の充実

- 区民サービス向上のため、土曜日、祝日を含め、年間310日の収集作業を実施する。
- 一層の資源回収の徹底や区民サービスの向上を目指し、ごみ収集と資源回収の効率的で一体的な運営を目指す。
- 高齢者のみまたは障害者のみの世帯を対象に行っているふれあい収集^{（注２）}において、希望者への声かけを行うなど、高齢者等の安否確認と連携したサービスを実施する。
- 資源やごみの分別、排出の方法について、ふれあい指導^{（注３）}やパンフレット等で周知を徹底する。

（注２）ふれあい収集・・・高齢者や障害者等自力で持ち出すことが困難な世帯のごみや粗大ごみ等を、職員が室内から運び出して収集すること。

（注３）ふれあい指導・・・職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした指導のこと。
集積所の改善指導、不法投棄対策、大規模建築物の指導等を実施。

(10) リサイクル施設の活用

- 資源の回収拠点として、ストックヤード等を活用していく。
- 区民のリサイクル活動の場として設置した「リサイクルセンター鎌倉橋」の利用促進を図り、再生した放置自転車や使用できる粗大ごみの展示・販売を行う。

(11) フリーマーケットの支援

- 区民が自主的に開催するフリーマーケットを支援する。

(12) 区民・事業者・行政のパートナーシップの確立

- 「一般廃棄物減量等推進審議会」において、ごみ減量・リサイクル施策の基本的事項や重要事項の検討を行う。
- 「千代田みらいくる会議」（区民会議）において、区民、事業者及び区が共同して一般廃棄物の減量及び処理に関する施策を検討する。
- インターネット等を活用して区民、事業者の意見、要望等を収集し、施策に反映していく。

(13) 普及啓発と環境学習の促進

- 区民及び事業者と共同して、「資源循環型都市千代田」の構築に向け、普及啓発活動を推進する。
- 様々な広報媒体や職員・ボランティアで行う「出前講座」を通じ、ごみの現状等の清掃リサイクル情報を公開・提供する。
- 区内で町会や事業者等が開催するイベントに、再使用可能な皿、どんぶり、カップ（大・小）、箸の5品目を無料で貸与し、紙コップ等の使い捨て容器の減量化等を図るとともに、貸与先には、デポジットシステム^{（注4）}の実施について提案していく。

（注4）デポジットシステム・・・製品本来の価格に預り金（デポジット）を上乗せして販売し、使用後の容器等が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、その容器等の回収を促進するシステム

- 区内のイベントや祭り等で、来訪者にごみ・資源の正しい分け方・出し方等を説明・指導することにより、イベントごみの減量化を図るとともに、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を推進する。
- 区内で発生する生ごみの減量化を進めるために、食品ロスの削減に向けた普及啓発活動を推進する。

4 千代田区が収集・運搬又は処分する一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別紙のとおり

5 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可に関しては、「一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」に定める。